

健康経営優良法人の申請について

1 健康経営優良法人とは？

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度です。

メリット

「健康経営優良法人」に認定されると、ロゴマークの使用が可能になる他、自治体や金融機関においてさまざまなインセンティブが受けられます。詳細は、健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」をご確認ください。

ACTION!健康経営

健康経営のメリット

はじめよう！
健康経営

補助金・インセンティブ

2 健康宣言【ふじのくに健康づくり推進事業所宣言】 中小規模法人部門への申請には「健康宣言事業」への参加が必須です

健康宣言事業への参加方法・詳細は、加入している健保組合へ確認してください

協会けんぽ加入の場合

協会けんぽ静岡支部へ申請書類を提出

健康宣言届出用紙の提出

取組内容の検討

健康宣言内容確認シートの提出

「健康宣言ボード」と「認定証」が届く

社内外へ発信

「認定証」の更新

取組内容を年に1度振返り

協会けんぽ加盟事業所以外の場合

「ふじのくに電子申請サービス」で申請可能

チェックリストをもとに職場の健康状態をチェック

申込書の提出

取組内容の検討

宣言書の提出

「認定証」が届く

社内外へ発信

「認定証」の更新

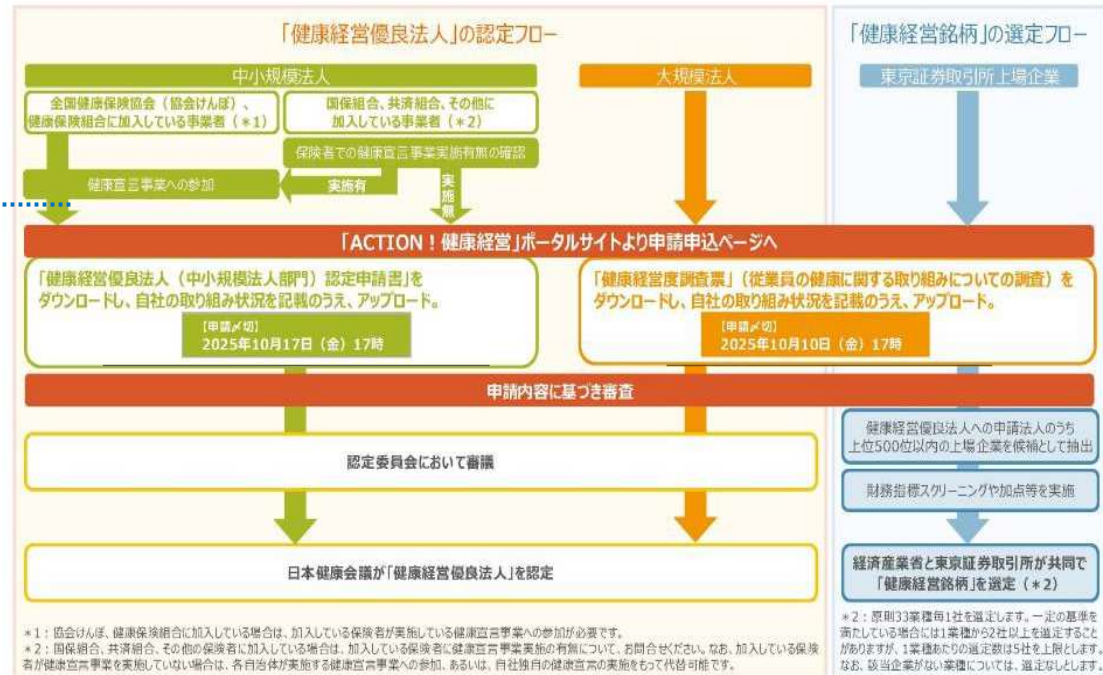
取組内容を年に1度振返り

健康宣言内容(例)

- 風通しのよい職場づくり
- 再検査、要受診者への受診勧奨に努めます
- 禁煙・分煙対策を実施します など

3 (参考)R7年度 申請から認定までのながれ

「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2つの部門で申請方法が異なります



出典: ACTION!健康経営ホームページより

4 (参考)令和7年度スケジュール ※令和8年度:同様の申請スケジュール予定

出典: ACTION!健康経営ホームページより

	2025年					2026年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...
大規模法人部門	新規取得 8月上旬	健康経営度調査 8月18日～10月10日	請求書送付	審査期間	フィードバックシート送付	審査期間	内定	健康経営優良銘柄・健康経営優良法人の発表	フィードバックシート送付
中小規模法人部門	新規取得 8月上旬	健康経営優良法人認定申請 8月18日～10月17日	請求書送付	審査期間	審査期間	審査期間	内定	健康経営優良法人の発表	フィードバックシート送付 ※プライム000申請法人のみ 評価結果送付



健康宣言をする

健康経営を効果的に実践していくための第一歩！

健康宣言とは

企業・事業所が、従業員の健康管理・健康づくりに取り組むことを社内外へ宣言すること。

健康宣言によるメリット

静岡県からの支援

健康づくりの取組支援や
事業所周知、情報提供など

詳しくは

[ふじのくに健康づくり推進事業所宣言](#)

協会けんぽから

従業員の医療費や
生活習慣病リスクがわかる

事業所カルテが届く

※協会けんぽ加入事業所のみ

健康経営事業の各種表彰につながる

経済産業省 ((株)日本経済新聞社)

健康経営優良法人認定 (大規模法人・中小規模法人)

静岡県

- ・ふじのくに健康づくり推進事業所認定及び認定区分のランクUP
- ・健康づくり活動に関する知事賞

など

健康宣言の方法

健康宣言の方法は、加入している健保組合で申請の流れが異なります。詳細は以下よりご確認ください。

[ふじのくに健康づくり推進事業所宣言](#)



▲静岡県ホームページ



磐田市にある
企業・事業所の

健康経営を 応援します。



健康経営[※]とは？

従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に実践することです。

生産年齢人口が減少する中、企業の成長には従業員の健康管理や働きやすい環境づくりが重要な課題となっています。

また、現役時代から健康的な生活習慣を身に着けることで、退職後も健康で充実した生活を送る基盤を築くことができます。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。

はじめよう！

課題解決型の健康経営

まだ健康経営に取り組めていない企業・事業所はもちろんのこと、すでに健康経営に取り組んでいる事業所も今一度、組織の健康の課題にあったアプローチを考えて、実践し、評価していくことが大切です。



課題を見つける

健康チェックリスト

分野	質問	できて いる	概ねでき ている	できて いない
健診	1 従業員の皆様は健診を受診していますか。			
	2 健診の必要性を従業員に周知していますか。			
健診結果の活用	3 健診結果が「要治療」など再度検査が必要な人に受診させていますか。			
	4 従業員は健診後の指導を受けていますか。			
職場環境 健康づくりのための	5 職場の健康づくりの担当を決めていますか。			
	6 従業員が健康づくりについて話し合える場はありますか。			
	7 体重計、血圧計などの健康測定機器等を設置していますか。			
	8 職場の健康課題を考えたり、健康づくりの目標・計画を立て、実践していますか。			
食事編	9 従業員の工作中的飲み物に気をつけていますか。			
	10 日ごろの食生活に乱れがないか声かけをしていますか。			
	11 社員食堂に栄養成分表示がありますか。			
運動編	12 始業前などに体操やストレッチを取り入れていますか。			
	13 階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか。			
ヘルスマンタル メンタル対策	14 管理職などが、毎日、従業員に声かけを行っていますか。			
	15 気になることを相談できる職場の雰囲気を作っていますか。			
たばこ対策	16 従業員にたばこの害について周知活動をして禁煙をすすめていますか。			
	17 受動喫煙防止策を講じていますか。			
歯科	18 食後に社員が歯磨きをする十分なスペースがありますか。			

健康経営のメリット

1 生産性向上

2 人材確保
定着率UP

3 企業の
イメージ向上

4 体調不良による
業務効率低下の
改善



課題解決への取り組み

市の健康経営支援について

対象：磐田市内にある

健康宣言を**している**企業・事業所
または
健康宣言を**したい**企業・事業所

回数：1事業所1～2回/年

時間：30分～2時間程度 ※お昼の休憩時間を利用してもOK！

費用：無料

【申込～実施までの流れ】

申込

HP掲載の申込書をメール添付 または 電子申請

※開催希望日の**2ヶ月前までに** お申し込みください。

磐田市 健康経営支援



kenko@city.iwata.lg.jp

▼電子申請フォーム



事前
打ち合わせ

健康課題や事業所の方針、従業員様のご意見等をもとに、
貴社に合った支援内容を決めていきます。

実施

健康づくりの取り組み実施

実施後には、ご担当者様・従業員様にアンケートにご協力いただきます。

お問合せ：磐田市健康増進課 地域保健グループ 電話：0538-37-2013